

横浜市恩田地域ケアプラザ 居宅介護支援 運営規程

(事業目的)

第1条 社会福祉法人みどり福祉会が開設する横浜市恩田地域ケアプラザ（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援（以下ケアマネジメントという。）を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 運営方針は次のとおりとする。

- 1 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の立場に立って援助を行う。
- 2 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう中立公正な立場でサービスを調整する。
- 3 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、指定居宅サービス事業者等、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(名称・所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称	横浜市恩田地域ケアプラザ
所在地	神奈川県横浜市青葉区あかね台2-8-4

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 当事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名（常勤兼務）
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに自らも指定居宅介護支援にあたる。
- 2 主任介護支援専門員 1名（常勤1名）
介護支援専門員の支援困難事例の対応の指導および支援を行うとともに、研修等においてその技能を他の介護支援専門員に提供する。
- 3 介護支援専門員 2名以上（常勤専従2名以上）
介護支援専門員は、次のケアマネジメントの提供にあたる。
 - ① 在宅で生活をしている要介護者が、日常生活を営むために必要な保健医療サービス又は福祉サービスを適切に提供できるよう、要介護者からの依頼を受けて、指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を利用者及びその家族に提供する。
 - ② 利用者及びその家族に面接し、課題分析により利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握する。
 - ③ 居宅サービス計画の原案を作成し、サービス担当者会議を開催し、利用者の状況等について、

担当者から専門的な見地からの意見を求める。

- ④ 居宅サービス計画の原案の内容について利用者及びその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得、居宅サービス計画を利用者及びサービス事業者に交付する。
- ⑤ 居宅サービス計画に基づき指定居宅サービス等の提供が確保されるよう、サービス事業者やその他の者との連絡調整等の便宜の提供を行う。
- ⑥ 要介護者が介護保険施設への入所を要する場合には、介護保険施設の紹介その他の便宜の提供を行う。又、介護保険施設等から退所等を行う場合には居宅への移行がスムーズに行われるよう連絡調整を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 当事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

営業日 12月30日から1月3日までを除く月曜日から土曜日（祝日を含む）

営業時間 午前8時30分から午後5時30分

(地域包括支援センターとの連携)

第6条

- 1 事業所は、地域包括支援センターから委託を受け、介護予防支援および介護予防ケアマネジメントの提供を行う。
- 2 介護予防支援、介護予防ケアマネジメントの提供にあたっては、事業所の通常のケアマネジメントと同様の方法で実施するとともに、地域包括支援センターの要望も踏まえながら適切な方法で行う。
- 3 地域包括支援センターまたは関係行政機関より支援困難な事例を紹介された場合にも、積極的にケアマネジメントを提供する。

(ケアマネジメントの提供方法、内容及び利用料等)

第7条

介護支援専門員のケアマネジメントの提供方法、内容および利用料金は次のとおりとする。

(1) ケアマネジメントの料金

- ① ケアマネジメントを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。(別紙)
- ② 当該ケアマネジメントが法定代理受領サービスであるときは、利用者負担はない。
- ③ 次条で定める通常の事業の実施地域以外のケアマネジメントに要した交通費は、通常の事業の実施地域を越えた所から公共交通機関を利用した実費を徴収する。
※自動車での移動に関しては実費を徴収しない。
- ④ 交通費の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受ける。

(2) 課題の把握および居宅サービス計画の作成

- ⑤ 利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して、解決すべき課題の把握を行う。
- ⑥ 課題を分析し、解決のための居宅サービス計画を作成する。
- ⑦ 課題の分析について使用する課題分析表は社会福祉協議会ガイドラインおよび法人で作成した課題分析表などを用いる。

- ⑧ 利用者による居宅サービスの選択に資するよう当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対し提供する。
- ⑨ 居宅サービス計画に関し利用者に説明し同意を得た上で、サービス事業者等との連絡調整、その他便宜の提供を行う。
- ⑩ 居宅サービス計画を作成した際には、利用者およびサービス事業者に交付し、各事業所のサービス計画書の提出を依頼する。またサービス担当学会議を利用者の居宅などで開催し、利用者及び担当者から意見を求める。
- ⑪ ケアマネジメントの提供に当たっては、利用者の自宅又は事業所の相談室において、利用者及びその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいよう説明を行うとともに、相談に応じる。

(3) 居宅サービス計画の実施状況の把握

- ⑫ 利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握（以下「モニタリング」）する。
- ⑬ 少なくとも1月に1回訪問することにより利用者の課題把握を行う。
- ⑭ 居宅サービス計画の変更及びサービス事業者等との連絡調整その他便宜の提供を行う。
- ⑮ モニタリングの結果および関連する利用者の状況を適時記録する。
- ⑯ 必要に応じ、居宅サービス計画を見直し、更新する。
- ⑰ 利用者が介護保険施設への入所等を希望した場合は、施設への紹介その他便宜を提供する。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、横浜市青葉区・緑区・都筑区・東京都町田市とする。

(相談・苦情対応)

第9条 当事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援または居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

(事故処理)

第10条

- 1 当事業所は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行い、必要な措置を講じる。
- 2 前項の事故の状況及び事故に際して 行った処置について記録、保管する。
- 3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(研修体制)

第11条 当事業所は、介護支援専門員の資質の向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

採用時研修	採用後3カ月程度以内
継続研修	年3回以上

(個人情報保護・秘密保持)

第12条

- 1 当事業所は、利用者の個人情報保護について以下の規定を遵守し、適切に行う。

個人情報の保護に関する法律

医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス（厚生労働省）

- 2 事業所が業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報は、事業所の介護サービスの提供以外の目的では利用しない。
- 3 従業者は、利用者の個人情報および業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を、いかなる場合においても本人の同意なく第三者に開示しない。
- 4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を守るべき旨を、事業所の運営法人との雇用契約の内容とする。

(虐待の防止)

第13条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じるよう努めるものとする。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における虐待の防止のための方針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対して、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

虐待防止に関する責任者 管理者 小谷 洋介

(ハラスメント対策の強化)

第14条 事業所は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する視点からハラスメント対策として以下の方針を明確化し必要な措置を講じるものとする。

- (1) 従業者は職場において性的言動、行動、男女による差別行為は行ってはならない。
- (2) 従業者は職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景にした業務の適正な範囲を超える言動により、他の職員に精神的・身体的な苦痛を与えたり、業務環境を害するような事はしてはならない。
- (3) 従業者は、労働者の妊娠・出産・育児・介護に関する制度又は措置の利用に関する言動により就業環境を害する事並びに妊娠・出産等に関する言動により就業環境を害する事を行ってはならない。

(相談窓口)

社会保険労務士	中村 恭章
高ヶ坂ひかり苑	花岡 道悦
ひかり苑	片瀬 淳史

(身体拘束の適正化)

第15条 事業所は、身体拘束等の更なる適正化を図る観点から、以下の措置を講じるものとする。

- (1) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を

行ってはならない。

- (2) 身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊やむを得ない理由を記録しなければならない。

(感染症の予防及びまん延防止のための措置)

第16条 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的を実施する。

(業務継続計画の策定等)

第17条 事業者は、感染症や非常災害の発生において、利用者に対して必要なサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、該当業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的を実施するものとする。
- (2) 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(サービス、事業所割合)

第18条 事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりである。

(協議)

第19条

この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人みどり福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 24 年 1 月 1 日から施行する。

平成 25 年 2 月 27 日から施行する。(第 4 条 介護支援専門員の増員)

平成 26 年 7 月 1 日から施行する。(第 4 条 介護支援専門員の増員)

平成 27 年 4 月 1 日から施行する。(第 4 条 介護支援専門員の増員・第 7 条利用料金の変更)

平成 27 年 5 月 1 日から施行する。(第 4 条 介護支援専門員の増員)

平成 27 年 6 月 1 日から施行する。(第 4 条 介護支援専門員の増員・管理者の交代)

平成 28 年 5 月 1 日から施行する。(第 4 条 介護支援専門員の増員)

平成 30 年 4 月 1 日から施行する。(第 4 条 介護支援専門員の増員・第 7 条利用料金の変更)

平成 30 年 7 月 1 日から施行する。(第 4 条 介護支援専門員の減員)

令和 1 年 10 月 1 日から施行する。(第 7 条 利用料金の変更)

令和 3 年 4 月 1 日から施行する。(第 7 条 利用料金の変更 第 13 条 虐待の防止
第 14 条 サービス事業所割合)

令和 3 年 5 月 1 日から施行する。(第 4 条 管理者の変更 介護支援専門員の減員)

令和 4 年 4 月 1 日から施行する。(第 15 条 ハラスメント対策の強化)

令和 5 年 4 月 1 日から施行する。(第 15 条 相談窓口の所属事業所変更)

令和 6 年 1 月 1 日から施行する。(第 5 条 営業時間の変更)

令和 6 年 4 月 1 日から施行する。(第 7 条 利用料金の変更)

令和 6 年 4 月 1 日から施行する。(第 13 条 虐待の防止 責任者の記載)

令和 6 年 4 月 1 日から施行する。(第 14 条 サービス事業所割合 介護保険改正 削除に
伴い第 14 条に第 15 条ハラスメント対策の強化を移行)

令和 6 年 4 月 1 日から施行する。(第 15 条 身体拘束の適正化)

令和 6 年 4 月 1 日から施行する。(第 16 条 感染症の予防及びまん延防止のための措置)

令和 6 年 4 月 1 日から施行する。(第 17 条 業務継続計画の策定等)

令和 6 年 10 月 1 日から施行する。(第 15 条 相談窓口の担当者変更)

令和 6 年 11 月 27 日から施行する。(第 7 条 ケアマネジメントの提供方法、
内容及び利用料等)

令和 7 年 3 月 1 日から施行する。(第 4 条 主任介護支援専門員 介護支援専門員 人員
変更の為 第 5 条 24 時間体制取り下げ
別紙 1 居宅介護支援料金表 特定事業所加算Ⅲ取り下げ)

令和 7 年 5 月 1 日から施行する。(第 5 条 営業日の変更)

別紙1 居宅介護支援 料金表

1, 基本料金、加算料金

			告示額	備考
要介護1. 2			12,076円	
要介護3. 4. 5			15,690円	
初回加算			3,336円	先のサービスのうち利用されないサービスについては加算されません
入院時情報連携加算 (提供方法問わず)	入院後当日		2,780円	
	入院後3日以内		2,224円	
退院時情報連携加算 (入院または入所中に 1回を限度に算定)	連携1回	カンファ参加有 5,004円 参加無 6,672円		
	2回	カンファ参加有 6,672円 参加無 8,340円		
	3回	参加無 10,008円		
緊急時等居宅カンファレンス加算			2,224円	
ターミナルケア加算			4,448円	
通院時情報連携加算			556円	